

2024年11月20日

茨城県知事 大井川 和彦 様

日本共産党茨城県委員会 委員長 上野 高志
日本共産党茨城県議団 県議会議員 江尻 加那
日本共産党茨城県地方議員団

2025年度の茨城県予算編成並びに施策に対する重点要望書

物価高騰により多くの県民が暮らしの困難を抱え、営業も厳しさを増しています。これらの生活苦は一過性のものではなく、労働法制の規制緩和による非正規雇用の増大、低賃金の放置、海外からの輸入に依存している食料・エネルギー事情など、大本には大企業優遇の自民党政権によるゆがんだ政治があります。日本共産党は、政治の責任で賃上げと長時間労働の是正をすすめるとともに、消費税減税とインボイス中止、社会保障と教育の拡充、気候危機打開・エネルギーと食料自給率の向上に取り組むことを提案しています。

世界では戦争や紛争による惨禍と犠牲が後を絶ちません。本県の航空自衛隊百里基地でも攻撃対象となることを前提とした機能強化がすすめられています。「抑止力」の名の下に危険な軍事費の増大を続けることは、東アジアの緊張と対立をあおることにつながり、日本共産党は反対します。憲法9条を生かした平和外交ビジョンにもとづき、戦争の心配のない国際社会を求めます。

日本共産党茨城県委員会は、地方自治の充実で地域を再生し、誰もが安心して暮らせる県政を求めます。全国8番目の豊かな財政力は常陸那珂港建設や霞ヶ浦導水事業など大型開発優先ではなく、県民の暮らしと福祉・営業を立て直すために使うべきであり、地方自治体としての役割をはたすよう求めます。とりわけ、安定した雇用と賃上げの実現へ最低賃金を大幅に引き上げるようイニシアチブを発揮することや、少子化対策の重要課題として高すぎる教育費の負担軽減一県立大学などの授業料引き下げ、学校給食費の無償化など子育て支援の抜本的な拡充を求めます。

稼働から46年が経過した東海第二原発は、日本共産党への内部告発で防潮堤工事での重大な施工不良が明らかになりました。広域避難計画は数々の課題や矛盾を解決できず、現実的ではありません。事故が起きれば県内はじめ首都圏に甚大な被害をおよぼす東海第二原発の再稼働を認めず、廃炉にするよう強く求めます。

県は、物価高騰と重税から県民生活を守り、一人一人の人権が尊重され、すべての命が輝くことができる県政をめざし、切実な県民要望の実現に取り組まれることを求めます。

以上を踏まえ、2025年度県予算編成と施策に対して300項目の重点要望を提出します。

1 物価高騰から暮らしを守る緊急対策、公平公正な県政運営を

【総務部関係及び総括的要望】

- (1) 物価高から県民のくらしと営業を守る緊急対策を実施する。そのための予算措置を確実に実施する。
- ① 県立大学等 6 校の授業料を 2025 年度から値上げすることは撤回する。学費無償化をめざすとともに、奨学金を拡充する。奨学金返済支援制度を拡大する。
 - ② 物価対策の柱に消費税減税を据えるよう国に働き掛ける。一時的な定額減税や給付金など細切れ対策でなく、国民だれにも恩恵と効果があるのは消費税の減税であり、当面緊急に税率を 5% に引き下げる。合わせて、複数税率に伴うインボイス制度を廃止する。
 - ③ ガソリンや電気代値上がりの影響を大きく受ける低所得世帯や福祉施設、中小企業に對して補助を実施する。
 - ④ 米や食材高騰の影響が大きい給食提供施設に補助を行うとともに、物価高を考慮した公定価格・報酬単価に引き上げるよう国に求める。
 - ⑤ 高齢者医療費の窓口負担増や、マイナ保険証の押し付けに反対する。
 - ⑥ 徴税強化によって県民の命やくらしを脅かし、事業を廃業・倒産に追い込むことがないよう、生活再建につながるよう分納や猶予の手続きをすすめる。茨城県租税債権管理機構は廃止し、市町村で適切な徴税業務を行う。強引な取り立てが行われている年金事務所や税務署の徴税業務を是正するよう国に求める。
- (2) 「政治とカネ」に対する不信を根本から正し、信頼を取り戻すため、知事及び知事後援会など政治団体の政治資金について透明性を図る。政治資金パーティーによる資金集めは、企業・団体献金そのものである。国に対し、企業・団体献金の全面禁止と国民の税金を分け取りする政党助成金制度廃止を働きかける。
- (3) ハラスメント防止や公益通報者保護に県が率先して取り組むとともに、関係機関や民間事業者を対象にした研修の機会を充実する。県庁職員を対象にした外部相談窓口(第3者)を整備する。
- (4) 情報公開制度にもとづく開示請求に対し、決定までの期間について明確な理由を示さず延長しているケースがある。条例に基づき「15 日以内」を徹底する。また、不服申立ての審査に数年かかっており、審査会開催回数を増やすなどして是正する。
- (5) 県庁知事部局の職員定数約 5,600 人に対し、実際の採用は約 5,000 人にとどまる一方、2,000 人を超える会計年度任用職員を期限付低賃金で雇用している。県が率先して非正規雇用の正規化をすすめ、職員を増やす。
- (6) 県職員給与において民間との格差を是正するとともに、「給与制度のアップデート」のも

と勤勉手当の上限引き上げなど「実績・成果主義」の強化は行わない。

- (7) 会計年度任用職員の時給引上げや休暇制度の拡充など処遇改善をすすめる。市町村で働く会計年度任用職員についても、最低賃金の引き上げに見合う時給引上げや労働条件の改善を助言すること。
- (8) 県庁で旧姓を使用している職員の9割超が女性であるが、ジェンダー平等を促進するうえで欠かせない選択的夫婦別姓の早期実現を国に求める。
- (9) 選挙における有権者の投票を最大限保障するため、投票時間は20時までを原則とし、高齢者や障害のある方が投票所までの移動や投票所の環境を改善する。期日前投票所の実施場所を増やす。
- (10) 県有施設の管理運営を適切に進めるとともに、経費削減や民間活用を名目にした施設の廃止・縮小、利用料金の引き上げ及び民間委託・売却は行わない。
- (11) 図書館や公園など県民が無料で利用する公共施設において、収益目的の施設や民間事業を持ち込まない。
- (12) 県立取手競輪場での公営ギャンブル競輪事業を廃止し、市民が利用できるスポーツ施設への転用を検討する。災害時避難所として活用できるよう整備する。

2 地域交通や水道など公的インフラの拡充に役割發揮を

【政策企画部、企業局関係】

- (1) 土地利用規制法施行にもとづく県内の自衛隊施設および原子力施設周辺の注視区域・特別注視区域において、該当区域の住民や土地所有者に説明会を実施するよう国に求める。
- (2) 地域公共交通（デマンドタクシーやコミュニティバスなど）の拡大と利便性向上、安定した運行経営および利用者負担軽減のための県の財政支援を拡充する。県としてシルバーパスを実施し、高齢者の運賃割引を行う。
- (3) 県および市町村の水道施設の老朽化更新、耐震化を促進し、水道インフラを強靭化する。とくに、避難所や病院、自治体庁舎、警察署や消防署など、災害時重要拠点施設につながる上下水道管の耐震化に県と国が責任をもって取り組む。
- (4) 「1県1水道」をめざす水道広域化は課題やリスクが大きく、水道民営化の段階的移行につながるものである。水道経営体を1つに統合する広域化はやめ、市町村や地域ごとの特性に応じて水道事業が適正に安定的に継続できるよう市町村を支援する。
- (5) 県の水道用水供給事業における水道料金を引き下げて市町村負担を軽減する。過大な契約水量を実態に見合う規模に見直す。
- (6) 県と国がすすめる霞ヶ浦導水事業の水源開発から撤退する。2023年に完成するめどは全く立っておらず、さらに税金投入と環境破壊をもたらす開発は中止する。

- (7) 有機フッ素化合物（PFAS）による汚染が、自衛隊基地や関係工場、産業廃棄物処理場の周辺の河川・湧水や土壌、飲用水から確認され、不安が広がっている。国と一体になって汚染実態を調査・公表・究明し、対策を実施する。
- (8) 県や市町村の施設および民間施設等において、「IBARAKI FREE Wi-Fi」の整備をさらに推進する。各施設の会議室等を含めてインターネットの利便性を向上する。

3 安全・安心できる社会環境の整備を

【県民生活環境部関係】

- (1) 百里基地など自衛隊施設における基地強靭化や共同訓練強化など、政府による戦争国家づくりに反対する。百里基地でPFAS含有の泡消化薬剤が使用され、基地隣接の河川下流部で高濃度のPFASが検出されている。基地内の水槽水処理や専用水道の水質検査実施とともに、百里基地周辺の汚染状況調査を行うよう国に求める。
- (2) 自治体が自衛隊に対し、自衛官募集のために住民の個人情報名簿を提供することは人権無視である。本人同意のない情報提供は行わない。
- (3) 日本政府が国連の核兵器禁止条約に速やかに参加、批准するよう求める。被ばく者援護の取組を推進するとともに、被爆や戦争の体験、歴史の教訓を後世に伝える。
- (4) ジェンダー平等を県が率先して取り組むため、政策決定や意思決定の場で、男女半々の実現をめざす。女性委員「ゼロ」の県の審議会や協議会は速やかに委員構成を改善する。
- (5) 多文化共生と国際交流を促進する。外国人労働者の権利保障を確立し、育成就労制度において本人の意向による転籍の自由や家族帯同を認めるよう、国に働き掛ける。不法就労を生まない環境を整備するとともに、在留資格・特別在留資格が適切に得られるよう国に求める。
- (6) 県民文化センターおよび大洗水族館の役割と機能が発揮できるよう、必要な予算を確保するとともに、魅力ある展示や企画を実施する。利用料や入場料を値上げしない。駐車場の利便性を向上する。いばらき文化振興財団と連携して県民の文化活動を発展させる。
- (7) 実効性のある地球温暖化対策を推進する。温室効果ガスを大量に排出する企業と、削減協定を締結して削減目標を可視化する。省エネと再エネを以下の内容で促進する。
- ① 断熱に優れた住宅・建物の普及、省エネに優れた機器への買い替え、EV車の普及や地域公共交通などの利用による省エネ交通システムを整備する。
- ② 家庭用蓄電池補助をすべての市町村で実施するよう促進する。
- ③ 地域の条件をいかした多様な再生可能エネルギーを適切に導入する。企業や家庭が再エネ比率の高い電気を選べるよう、相談や助言する仕組みを導入する。
- ④ 対策の立案に専門家の知見を生かす。自治体と地域の専門家、実務者が協力し、省エ

- ネの診断、ひも付きでない中立の立場での紹介・アドバイスを実施する。
- ⑤ 地元企業が省エネ対策や再エネ導入で仕事を受注し、雇用を増やせる取り組みを進める。
- ⑥ 県営住宅や学校施設などの公共建物で、断熱改修や省エネ設備の導入を促進する。
- (8) 公害対策を強化する。金属スクラップヤードの騒音等被害を防止する対策を実行する。
- (9) 廃棄物不法投棄や違法残土埋立を防止する取組を強化する。すでに被害が発生している場所について、地元自治体や住民と連携して速やかに解決策を講じる。
- (10) 日立市に建設する県新産業廃棄物最終処分場について、根強い反対の声や豪雨災害、土砂崩れ、河川氾濫などの危険性を不安視する意見が出ており、県は真摯に向き合うこと。日立セメント太平田鉱山跡地を整備地に選定したことが不適切であり、産廃搬入のための新設道路・トンネル工事を含め事業費が増大している。建設を中止し計画を見直す。

4 東海第二原発は廃炉に、災害対策・被災者支援の拡充強化を

【防災・危機管理部関係】

- (1) 東海第二原発（日本原電）の再稼働に向けた工事において、取水口部の防潮堤（鋼製防護壁）の地中連続壁基礎に重大な欠陥不良があることが、内部告発と日本共産党の調査によって明らかになった。現在、原子力規制委員会において補正申請の審査が継続されているが、「建て直し」や「設計変更」による工事続行や工期延長ではなく、再稼働を認めず廃炉にする。
- (2) 東海第二原発の過酷事故による放射性物質拡散を想定した広域避難計画について、30km圏内14市町村のうち8市町村（東海村、日立市、常陸太田市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、大洗町、大子町）で計画が策定されたとしているが、いずれも現実性がない計画となっている。複合災害への対応や避難所の確保、スクリーニング検査、移動手段の確保、避難要支援者対策、安定ヨウ素剤配布など、解決困難な課題が山積している。合わせて、能登半島地震で明らかになったように、道路寸断や家屋倒壊で広域避難は不可能である。合わせて、医療機関や福祉施設で避難計画が必要とされる施設は600箇所にのぼり、避難によって命や健康を脅かされる人々が多数いる。こうした現状をみれば、人口密集地における老朽原発運転のリスクは計り知れない。再稼働を想定した避難計画を策定しなくて済むよう、東海第二原発の再稼働を認めず廃炉にする。
- (3) 東海第二原発には大量の使用済み核燃料があり、国の核燃料サイクルにもとづき敷地外に搬出されたとしても核のゴミの最終処分は見通しが立っていない。行き場のない核のゴミを増やし、子々孫々に負の遺産を押し付ける原発再稼働を認めず、原発に頼らないエネルギー社会を構築する。

- (4) 高速実験炉「常陽」の再稼働を認める県の判断を撤回する。核燃料サイクルの破綻を認め、国に方針転換を求める。
- (5) 原子力研究開発機構の東海再処理施設において、高レベル放射性廃液をガラス固化する等の廃止作業を安全に確実に遂行できるよう県の監視体制を継続・強化する。
- (6) 災害対策は、災害の発生を抑え、被害拡大を防止する予防対策をより一層重視するとともに、災害発生後の応急・復旧対策や被災者支援を拡充強化する。
- ① 避難指示や災害情報等が迅速・的確に住民や施設に伝わる仕組みを向上させ、必要な備品整備や訓練を実施する。
 - ② 避難所は、コロナ禍をふまえた感染症対策を徹底する。指定避難所以外の既存施設や宿泊施設等の活用を図る。福祉避難所の整備、給水・給食設備やトイレ、パーティションテントや段ボールベッド、空調設備の整備など避難所としての機能を向上する。指定避難所以外の自宅避難者等を把握し、支援が行き届く仕組みを構築する。
 - ③ 避難所での男女別トイレや女性専用更衣室の設置、性暴力防止の取組強化、生理用品や紙おむつ、液体ミルクなど女性、妊産婦、乳幼児に必要な物資を拡充するなど、ジェンダー平等にもとづく支援をすすめる。
 - ④ 避難行動に支援を必要とする高齢者や障害者などの個別避難計画について、福祉関係者らの協力も得て作成できるよう市町村に対する支援を強化する。
 - ⑤ 仮設住宅の整備や宿泊機能を有する施設への避難が迅速に行える仕組みを整える。
 - ⑥ 被災者支援法に基づく被災住宅の改修・再建に対する支援を抜本的に強化する。
 - ⑦ 防災や消防などの職員の専門性を向上させるとともに、職員増員を進める。
 - ⑧ 災害危険個所の調査、防災インフラの緊急点検を行い住民に公開するとともに、地域防災計画やハザードマップの作成、見直しをすすめる。
- (7) 消防力強化と能力向上にむけて、消防ポンプ車、救急車、非常用車両、消防職員、消防団員は整備指針の水準を100%充足できるよう予算を確保し、市町村を支援する。

5 命を守れる医療体制と医療保険制度の確立を

【保健医療部、病院局関係】

- (1) 救急車利用の一部有料化につながる選定療養費の徴収を12月から実施することは取りやめる。
- (2) 医師・看護師を増員し、医療の提供体制を強化する。
- ① 病床削減、病院統廃合、医師・看護師不足による地域の医療体制の縮小を転換し、コロナ危機の教訓も踏まえながら医療機関への公的支援の拡充と、診療報酬の増額・改善を進める。

- ② 地域医療構想にもとづく高度急性期・急性期病床の削減は行わない。
 - ③ 医師養成数削減計画の中止を国に求めるとともに、県の医師・薬剤師・看護師等修学奨学金及び奨学金返済支援制度を拡充する。
 - ④ あらゆる医療従事者の処遇改善を支援し、長時間・過密労働を是正する。
 - ⑤ コロナ危機の教訓を踏まえ、感染症病床や ICU（集中治療室）設置を支援する財政支援を国に求め、救急医療体制を抜本的に拡充する。
- (3) コロナ感染後の後遺症やコロナワクチン接種後の体調不良（後遺症）への支援制度の改善と拡充を行う。希望する人への安全なワクチン接種をすすめるとともに、接種後に起こっている有害事象について、原因の徹底究明と幅広い補償・救済を国に求める。
- (4) 保健所の体制強化と増設・拡充をすすめ、母子保健、自殺予防、難病・精神障害対策などの取組を強化する。人口 20 万人に 1 カ所の保健所体制を構築するとともに、保健師の定員増を確実に推進するとともに、30 代・40 代の保健師を増やすよう努力する。
- (5) 県立中央病院や県立こども病院の建替えに向けた整備計画策定を進める。
- (6) 県立リハビリテーションセンター跡地を活用し、医療・福祉・教育施設等を整備する。
- (7) 国民健康保険税の負担軽減のために、県の国保財政安定化基金を活用する。子どもの均等割税をゼロにするなど軽減策を拡充する。国保税滞納による差し押さえや資格証明書・短期保険証の発行は取りやめる。
- (8) 後期高齢者医療保険料の負担軽減のため、上限 50 億円にまで積みあがった県の後期高齢者医療財政安定化基金を活用する。
- (9) 県の医療福祉費助成制度（マル福）を拡充し、18 歳までの外来・入院費は完全無料化を実施する。重度心身障害者の医療費助成をすべての精神障害者手帳 2 級に拡大する。
- (10) 茨城型地域包括ケアシステムを全市町村で実施できるよう支援を強化する。地域ケア基盤整備推進事業費補助金を拡充し、在宅サービスを向上する。
- (11) 認知症対策として、認知症の理解や相談・支援、早期の診断・治療の取組を推進する。認知症予防や健康長寿につながる高齢者支援策を拡充する。加齢性難聴に適切に対応できるよう、県として補聴器購入費補助や補聴器専門医との連携を実施する。
- (12) がん検診及び特定検診の受診率向上に向けた取組を強化する。市町村が実施する検診の自己負担軽減や検診項目の拡大に対し財政支援を行う。
- (12) 難病患者への支援策を拡充する。障害者手帳の対象とならない難病患者及び関節リウマチ患者等への医療費助成を実施する。難病見舞金をすべての市町村で継続・拡充できるよう県が支援する。遠方の医療機関を受診する際の交通費。宿泊費支援制度を実施する。
- (13) 肝炎対策の取組を患者の立場に立って充実強化するため、県の肝炎対策協議会の委員に患者代表委員をさらに増やす。茨城県肝炎対策指針に基づく取組を着実に実行できるよう、とくに肝炎ウイルス検査実施体制を充実するとともに肝炎専門医療機関を増やす。

- (14) 旧優生保護法による強制不妊手術や中絶手術は、戦後最大の人権侵害であり、最高裁大法廷で違憲と断罪された。国の補償対象となる可能性のある人は県内250人に上るとされる。損害賠償や一時金支給を含め、尊厳回復に向けた取組を進める。
- (15) 被爆者援護の適用対象について、被爆者本人に限らず、被爆2世等の健康被害について被爆者と同等の援護を実現する法改正とともに全国の実態把握を行うよう国に求める。
- (16) 動物愛護をさらに推進する。
- ① 県動物指導センターについて直ちに収容スペースを拡張し、人員を拡充して飼養環境を改善する。老朽化した建物を早急に建て替えるとともに、保護・譲渡を推進する「動物愛護センター」に改変する。
 - ② 「茨城県犬猫殺処分ゼロをめざす条例」実現に向け、里親探しや県営の一時保護所（シェルター）を複数箇所設置する。負傷動物の受入れ施設や病院を増やす。
 - ③ 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の野犬掃討に薬物を使用することができる条項は削除する。
 - ④ 動物虐待への対応強化・迅速化のためガイドラインを警察や市町村に周知徹底する。
 - ⑤ 収容動物および殺処分を減らすために、所有者の明示・終生飼養の義務についての啓発事業を積極的に行う。各市町村単位で迷い犬猫を一時収容・返還できる態勢をとる。

6 県民一人ひとりの人権を最大限に尊重し、福祉の向上を

【福祉部関係】

- (1) 児童相談所・児童養護施設の拡充
- ① 県南地域の人口増を考慮し土浦児童相談所を分割するとともに、一時保護所を併設する。児童福祉司と児童心理士の抜本的な増員と専門性向上に向けた研修を充実する。
 - ② 増え続ける児童虐待の防止対策のため、保育所や学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など子どもにかかわる専門機関の連携を強化する。
 - ③ 児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親への支援を強める。乳児院、児童養護施設などの職員配置の改善・増員と負担軽減、施設の改善、小規模化、家庭的養護をすすめる。
 - ④ 児童養護施設や里親とともに暮らす子どもの教育、進学への支援を強めるとともに、18歳以上の継続措置を柔軟にすすめ、進学や就職への安定的な自立援助を保障する。
 - ⑤ 里親制度をより使いやすい制度に改善し、相談、里親同士の相互交流、児童相談所や学校などとの連携を強化し、里親への支援を強める。
- (2) 認可保育所を増設し待機児童を解消する。
- ① 幼児教育・保育の無償化は、消費税を財源とせず行う。0～2歳児の保育料を所得制

限なく完全無償化する。給食費の主食・副食の無料化を国に求める。市町村の独自上乗せや負担軽減には県として支援する。

- ② 県独自の多子世帯の保育料負担軽減事業をさらに拡充する。
- ③ 認可保育所を増設し、潜在的待機児童を含めゼロにする。地域の保育ニーズや潜在的待機児童の実態を正確に把握し、保育所整備計画に反映させる。とくに0～2歳児の定員を増やす。
- ④ 公立保育所に対する新たな財政支援制度を創設し、保育所の新設・建て替えや分園の配置・改修への補助、運営費の国庫負担分の復活などを行うよう国に求める。県独自の支援制度を創設する。
- ⑤ 保育士の配置基準の抜本的引き上げを直ちに実施するよう国に求める。公定価格の加算による対応ではなく、法令改正によって一刻も早く実施する。4～5歳児の職員配置基準が30人から25人に改善されたが、1歳児は6人から5人にすることを「早期に」すすめるとして先延ばしになっている。実態に合わせた配置基準へ早急に改善を行う。
- ⑥ 保育士の賃金を全産業並みに引き上げる等、処遇改善をさらにすすめる。保育士の専門性に見合った賃金に引き上げ、保育士確保のための県独自の給与上乗せ補助を実施する。保育士以外の職員に対する処遇改善もおこなう。保育士の研修や仕事の準備、事務の時間確保ができる運営費に改善するよう国に求める。
- ⑦ 病児保育は、子どもが病気になった時に保護者に代わって保育士又は看護師が一時的に保育、看護する事業であるが、職員確保と運営を安定させるため定員に対して支援をする。子どもが幼児保育無償化の対象である場合は、病児保育も無償化する。病児保育を担う保育士又は看護師の処遇改善を進める。利用者負担を軽減するため、国や県の支援を拡充する。
- ⑧ 障害児や発達障害児の保育に対する県補助を創設し、市町村補助の格差を是正する。
- ⑨ 小規模保育園や企業主導型保育所、認可外保育施設は、国が示す指導監督基準によって「保育の質」の担保が義務づけられており、早急な達成を指導する。重大事故の再発を防止し、行政指導を行ってもなお指導監督基準を満たさない施設は改善勧告や施設名公表等の行政処分を迅速に行う。すべての施設が基準を満たせるよう、認可外保育施設の保育士配置や施設整備に必要な財政支援を行う。
- ⑩ 「こども誰でも通園制度」の試行的事業が水戸市・筑西市・笠間市で行われているが、保育士以外の保育従事者も基本研修（480時間）と専門研修などを受ければ配置可能としている。当初は在園児と分けた専用保育室の設置や保育士配置が必須であったが、緩和されることに不安の声が寄せられている。市町村や国・県など公的責任のもとで機能する制度にする。

（3）学童保育の増設と保育内容の拡充をはかる。

- ① 国基準の「おおむね40人以下」にあわせ、大規模施設の分割・解消を早期にすすめる。
- ② 共働き世帯やひとり親家庭が増えており、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育を増設し、待機児童を解消する。入所要件を満たすすべての子どもが利用でき、毎日の生活の場にふさわしい安全で楽しい施設・設備に改善する。
- ③ 学童保育の増設、施設の改善・拡充、高学年児童や障害児の受け入れ等、市町村まかせで施設・運営面での自治体間格差が広がっている。法改定で対象が小学6年生まで拡大されたが、施設や指導員の不足を理由に利用が制限されている。希望者全員を受け入れられるよう増設する。障害児の受け入れについて、国の交付金に加え、県の補助制度を創設する。
- ④ 指導員を複数配置し、有資格者の配置を『従うべき』基準に戻すなど処遇改善へ支援策を強める。国の処遇改善事業や給与改善事業の積極的活用を市町村に働きかける。放課後児童支援員認定資格研修を受講しやすいよう、研修回数と場所の増加、参加枠を拡大する。
- ⑤ 高い専門性が求められる指導員の多くが非正規雇用となっている。非正規の正規化をすすめ、長期的に安定して働くよう抜本的な処遇改善を国に求める。
- ⑥ 利用料の軽減にたいする県補助を実施し、低所得世帯やひとり親家庭、多子世帯の学童保育料の負担を軽減する。
- ⑦ 放課後デイサービスについて、子どもの遊びと生活を保障する放課後活動が可能となる専門的力量をもった正規職員配置を保障できるよう、基本報酬の抜本引き上げを国に求める。
- ⑧ すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」と「学童保育」は一体化ではなく、それぞれ充実させ連携強化をはかる。
- ⑨ 水戸市では市の負担と予算縮小のため、民間委託が進められ、児童の保育環境の悪化、支援員の待遇悪化など大きな弊害がでている。自治体間の格差なく学童保育が実施されるよう、施設の基準や支援員の配置基準を法令で定め、その実施のための財政支援は国の責任で行うよう求める。
- ⑩ 放課後学級と学校（教育委員会）との連携を密にする。民間委託化などで、校内にありながら学校との関係・連携が不明確になっている現状がある。水戸市では、学校は教育委員会、放課後学級は子ども部と、所管が分かれており、連携・協働が機能していない。また、学校と教室で、個々の児童の情報共有が必要であるが、民間委託化により児童のデリケートな個人情報等が守れない危惧もある。
- ⑪ 放課後学級の施設整備への補助拡充を求める。安心・安全な環境とするため専用教室

が必要である。代用教室・プレハブ教室が多く、老朽化がすすみ必要な補修改修がされていない教室も多いのが実態である。さらに、教室不足で定員以上に児童が詰め込まれている。設置基準の策定、および環境整備のための補助金が必要である。

(4) 安心して利用できる介護保険へ改善する

- ① 社会保障予算を大幅に増やし、必要な時に必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的見直しと財政支援を国に求める。
- ② 利用料・保険料の県独自の減免制度をつくる。
- ③ 介護保険料滞納者への差し押さえ処分は行わない。
- ④ 軽度者の在宅サービスの保険給付外しや利用料の2割・3割負担の対象拡大、「要介護1と2の保険外し」を行わないよう国に求める。軽度者への訪問・通所介護や福祉用具の利用制限など介護の取り上げを行わないよう国に求める。
- ⑤ 介護保険補足給付（ホテルコスト・食費軽減）対象者への「預貯金」「遺族年金・障害者年金受給」の写しを提示するなど対象要件を廃止する。
- ⑥ 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくす。特別養護老人ホームの入所対象者を要介護3以上とする規定を見直し、入所希望者の受け入れ体制をつくる。
- ⑦ 特養ホームや老健施設の職員配置基準を見直し実態に合うよう増やす。
- ⑧ 介護の深刻な人材不足の根本には低すぎる介護報酬と連続削減があり、本県では利根町と河内町で訪問介護事業所が空白となるなど、介護崩壊の懸念が広がっている。現行25%の国庫負担割合を少なくとも10%（1.3兆円）増やし、介護報酬を引き上げるよう国に求める。介護職員の処遇改善へ県独自の補助も創設するとともに、国費による賃金引き上げの仕組みをつくるよう国に求める。
- ⑨ ケアプラン有料化は行わない。ケアプランの報酬体系を見直し、ケアマネージャーの独立性を保障するケアマネジメント報酬へ引き上げるよう国に求める。福祉用具利用のみのケアプランの報酬引き上げを行う。
- ⑩ 介護初任者研修資格取得の支援体制を強化する。
- ⑪ 介護保険における福祉用具貸与は、利用料の自己負担算出を日割りにするよう国に求める。

(5) 必要な人すべてが受けられる生活保護制度の確立

- ① 生活保護を「生活保障制度」にあらためる。“施し”や“サービス”ではなく「国民の権利」であることを県が市町村に周知徹底し、必要なすべての人が利用できるようにする。
- ② 速やかに生活保護が受給できるよう申請手続きの簡素化を求めている国通達を市町村に徹底する。生活保護制度の周知徹底をはかる。広報紙などで制度の内容や手続き

を知らせる。窓口にきた人に申請書を速やかに渡し受け付ける。そのうえで生活状況を調査する。

- ③ 生活保護基準の引き下げはあらゆる福祉施策を後退させる。母子加算や0～2歳児の児童養育費の加算削減をやめさせ、老齢加算を復活させる。削減された冬季加算の復元・改善と、電気代として夏季加算の導入をすすめる。
- ④ 要保護児童の教育費の一時扶助―生活保護手帳（2022年度版）P331には、一時扶助の対象として、「副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること」とあるため、学校から指定されるそれ以外の教材等が一時扶助の対象にならない。現状との乖離があるため、文章の最後に「等」を加えれば、自治体の判断で支給範囲を決められる。
- ⑤ 2018年4月以前の生活保護受給者について、エアコン設置補助を支給する。
- ⑥ 扶養照会について、2021年3月30日に厚労省は生活保護の要否判定の要件ではないと認めて事務連絡と課長通知を発出しており、市町村に対して周知徹底する。
- ⑦ 生活保護のケースワーカー職員を増員する。
- ⑧ 実態に即して車の保有を認める。特に母子家庭の保育所送迎や障害者の通院などに配慮する。

（6）障害児・者、医療的ケア児、難病者と家族への支援を拡充する

- ① 県立あすなろの郷の建て替えについて、新設するセーフティネット棟の定員200人はすべての入所希望者を受け入れることができない。県は入所者の民間施設への移行も検討しているが、利用者から出ている「入所環境を変えたくない」との声は当然であり、入所希望者・待機者が速やかに全員入所できるよう施設を整備し定員の確保・増員に努める。施設の運営管理や事業団職員の待遇改善に県の責任を果たす。
- ② 障害者が地域で自立した生活ができるよう、身近な所にケアホーム・ショートステイ、グループ入所施設の増設をはかる。重度障害者入所施設を増設する。
- ③ 障害者への合理的配慮の提供が義務化された障害者差別解消法をふまえ、民間事業者向けの研修や障害者雇用の促進をすすめる。障害者雇用率未達成の企業を公表するとともに、達成している企業について公共入札等で優先する。トライアル雇用を充実させるとともに、ジョブコーチの配置を増やす。
- ④ 重度心身障害児や医療的ケア児とその家族への支援を強める。重症心身障害児を受け入れる医療機関、通所施設への人的、財政的な支援策として、看護師や機能訓練士の確保を支援する。医療的ケア児に対応するショートステイやレスパイト事業を提供する医療型児童発達支援センターを設置する。地域毎の偏在解消、特に県南地域への新設をすすめる。親の付き添いなく保育・教育が受けられるよう看護師等の確保・配置をすすめる。

- ⑤ 障害者施設で働く職員の処遇改善を国に求める。
 - ⑥ 停電時に在宅で人工呼吸器等を稼働する発電機の購入費補助について、すべての市町村で実施するよう働きかける。
 - ⑦ 障害者手帳 1、2 級所持者の自宅改造のためのリフォーム補助制度を創設する。住宅備品は下肢障害、養育手帳 A などに限られている。
 - ⑧ 24 時間 365 日対応できる精神科一般救急医療体制を早急に整備する。
 - ⑨ 精神障害者の医療費助成をさらに拡充する。福祉手帳の 2 級所持者まで拡大されたが、要件となっている中度の身体障害・療養手帳の所持を緩和する。
 - ⑩ 難病患者の医療費助成は無料に戻し、特定疾患の指定拡充を国に求める。県の独自補助を創設する。
 - ⑪ 加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を創設するとともに、保険適用化、公的補助を国に求める。市町村の補助事業に県として助成制度を創設する。
 - ⑫ 脳脊髄液減少症患者の実態把握を行うとともに、専門医確保など医療提供と支援体制を構築する。
 - ⑬ 県総合福祉会館の第 2 駐車場を近くに確保する。
 - ⑭ 障害者や高齢者などを災害時に受け入れる「福祉避難所」指定施設は 2 次避難所となるが、車椅子利用者などが複数回移動することがないよう必要な体制を整備する。
 - ⑮ 障害児福祉手当の支給要件の緩和を国に求める。「人工内耳によって音声を全く識別できない状態ではない」と判断されると、障害児福祉手当の対象ではなくなり、月 15,220 円、年 182,640 円が支給されなくなる。その補完として、月 5,000 円の市特別障害児福祉手当が支給されるが、年 10 万円の減となってしまう。人工内耳の子どもを育てるために、医療機関に頻繁に通い、療育のために仕事もままならない状況は変わらない。人工内耳を装着しても、障害児福祉手当の対象にする。
 - ⑯ 精神障害者も身体・知的障害者同様に、JR や TX で交通運賃割引制度が適用されるよう国や交通事業者に要請する。
 - ⑰ 介護保険補足給付（食事居住費）について、預金通帳や遺族年金・障害者年金受給の写しの提出を義務付けている要件を廃止する。
 - ⑱ 不妊治療について保険・高額医療費が適用となるよう国に求める。
- (7) 例年深刻化している猛暑から県民の命と健康を守るために、生活保護世帯や高齢者・障害者・低所得者世帯、ひとり親世帯へのエアコンの購入・設置・修理の補助制度を創設する。また、電気代の高騰にともないエアコンの利用を控えざるをえない家庭もあることから、電気代の補助を創設する。
- (8) 家事や家族の世話などを子どもが担う「ヤングケアラー」についてさらなる実態把握で早期発見につなげるとともに、進学や就職など必要な進路相談が受けられるよう対策を

すすめる。とくに給付型の修学資金などの経済的支援にくわえ、市町村での進路相談専門員の配置を県として積極的にすすめる。

- (9) 性暴力被害者ワンストップ支援センターの運営費について、国交付金の上限額を上回るなど実情に合わない事例が生じていることから、交付金や人件費の抜本的な拡充を国に求める。「女性支援新法」は自治体が女性相談支援員の処遇の確保を求めている。支援の継続と専門性が保障されるよう、8割にのぼる非正規支援員を正規の専任相談員として配置することや人員体制を強化することを国に求める。
- (10) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の電話相談窓口を24時間対応にする。

7 企業の利益を優先した税金投入は見直しを

【営業戦略部、立地推進部関係】

- (1) 茨城空港について、利用促進や空港のあり方検討が進められているが、航空自衛隊百里基地との軍民共用飛行場である実態を踏まえ、軍事強化につながる滑走路等の施設整備・強化は行わない。利用促進のための多額の税金投入は見直す。茨城空港エリア内に戦闘機などの軍事装備品の展示は取りやめる。
- (2) 企業誘致・本社機能移転に対する最大50億円の補助金及び税金免除措置は大企業優遇であり、制度を見直す。「企業立地面積・立地件数全国一」ばかりが強調されるが、質の高い安定した正規雇用者数の増加実績は不明確である。補助金額の不透明な決め方を是正するとともに、立地企業における正規雇用の増大を可視化・促進する仕組みを強化する。
- (3) 新たな工業団地開発が進められる一方で、これまでの無謀な土地開発により約850ヘクタールもの県有地が未売却で、今なお保有土地の対策に多額の税金が投入されている。新たな土地開発と、それに伴う市町村の財政負担を是正する。

8 中小企業支援と賃上げをすすめ、地域雇用・産業の発展を

【産業戦略部関係】

- (1) 最低賃金を大幅に引き上げる。
- ① 最賃引き上げのカギは中小企業への直接支援であり、「いばらき業務改善奨励金事業」を拡充・継続する。国に対し、大企業の内部留保に時限的に課税して財源を確保して中小企業の賃上げへの直接支援を抜本的に強化するよう求める。
- ② 中小企業の社会保険料事業主負担を軽減し、賃上げを支援する。
- ③ 最低賃金を全国一律で時給1500円以上（手取り月額20万円程度）にすみやかに引き上げるよう、国や経済団体、企業に要請する。

(2) 中小企業支援を拡充する。

- ① 適正な価格転嫁、下請け単価の引き上げを進める。
- ② 公契約条例を制定して、大手企業によるダンピングや受注価格低下を防止し、地域企業による適正価格での受注や労働者の安定雇用を守る。
- ③ 物価高や人件費増等の影響を受ける事業者の資金繰り支援の融資制度を拡充する。
- ④ 中小企業が共同でおこなう求人活動や人材育成への支援を強める。中小企業に就職した若者の奨学金返還を支援する。
- ⑤ 住宅リフォーム、空店舗・商店リフォーム助成制度を県として支援する。

(3) 地場・伝統産業のさらなる振興にむけて、新製品・デザイン開発や他産業との連携を支援し、常設展示施設の整備、インターネットの活用など販売支援を強める。

(4) 学校教育での中小企業での職業体験・インターンシップを重視し、子どもたちが中小企業の現場に触れて地域の産業や経済について学ぶと同時に、労働観や職業観を形成できるよう支援する。

(5) 労働法の知識や活用法に関する教育を学校、地域、職場で推進し、労働者の権利保護につなげる。

9 持続可能な農業を再生し、就農支援と食上自給率の向上を

【農林水産部関係】

(1) 異常気象などによる生産の不安定化や世界的な食料危機は、食料自給率が38%にまで落ち込み、農産物の多くを輸入に依存している日本にとって危機的な状況である。とくに肥料や飼料、燃油、タネなど資材価格の高騰が農業生産を直撃している。農林水産予算を大幅に増やし、家族農林漁業を応援する。

(2) 早期に食料自給率50%台に回復させ、安全・安定的な食料の確保へ国が責任を果たす。歯止めなき輸入自由化の農政を転換し、価格保障・所得補償で農業の持続的な発展をはかる。

(3) コメ不足が深刻になった背景には、市場まかせによる需給の混乱と、農家に赤字と減反政策を押し付けてきた米政策の破たんがある。農家の再生産が可能な米価を保障するとともに、消費者が適正な価格でコメが買えるよう差額分の直接支援を行う。

(4) 本県農家の9割以上は小規模家族農業である。高齢化によって担い手の減少が加速し、農地の減少と荒廃も広がり、存続の危ぶまれる集落も少なくない。効率優先の農政を根本から転換し、環境負荷低減の担い手である家族農業を中心に、持続可能な農業と農山村を再生する。

(5) インボイス制度は多くの農家が免税業者といわれるなか、死活問題となっている。イン

ボイス制度はただちに中止する。

- (6) 水田での主食用米以外の増産に力を入れる農家から、制度の打ち切りに怒りが広がっている。国に継続を求めるとともに、飼料用稻の生産拡大、水田の乾田化・汎用化とあわせて、麦・大豆・飼料作物などの増産にとりくむ農家を支援する。主食用米との収益性の格差を是正するため、水田活用交付金を拡充する。
- (7) 価格暴落や災害に見舞われた経営を下支えするための収入保険制度は、対象を青色申告者に限ったうえ、価格下落が続けば、基準収入も下がり、加入者の安心を保障するものとは言えない。対象の限定をやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善をはかる。
- (8) 新規参入者への独自の支援策を強め、営農定着までの生活費の支援、研修・教育機関の整備、農地や住宅、資金、販路の確保などに国・自治体・農業団体などが一体となった総合的な支援体制を確立する。就農希望者を雇用する大規模経営や団体を支援し、雇用の面からも就農を広げる。経営規模の大小や専業・兼業の別、家族・法人などの経営形態を問わず、農業に関わる多様な人すべてを大事な担い手として位置づけ支援する。「農業次世代人材投資事業」や「農の雇用事業」に対する県予算を拡充する。
- (9) 大規模経営や集落営農が離農者の農地を預かって耕作し、地域農業を支えている役割が継続できるよう農業機械・施設の導入・更新などへの助成、リース制度の拡充、土地改良負担を軽減する。
- (10) 国の種苗法改正案にたいし、自家増殖を農民の権利として認め、農民に新たな負担を強いることがないよう、国に強く求める。
- (11) 飼料・肥料を輸入に頼る日本は、世界的な高騰と不足の事態にみまわされている。廃棄物とされた生産農家の加重負担になっていた干し芋残渣などの積極活用などを推進補助し、肥料など農業資材の高騰に、県補助を実施する。水戸市は畜産農家に対し飼料高騰対策として、今年度は1トンあたり8000円を助成して喜ばれている。鉢田市でも、物価高騰の影響を受ける市内の農林水産業者を対象に、動力光熱費・農薬衛生費高騰対策事業を実施している。このような直接支援こそ求められている。
- (12) 有機農業を拡大するため、有機農法の習得・転換に必要な研修、収益の不安定期への手厚い所得補償、農業高校・大学・研究機関での研究・教育などを支援する。とくに、県立農業大学校への専科コース設置、有機農業に挑戦する若者を指導する農家を「里親」として支援するなど、有機農業への就農を後押しする施策を県としてすすめる。
- (13) 学校・保育園・幼稚園等の給食食材に有機農産物を活用し、販路の拡大をすすめる。
- (14) 豚熱の蔓延、鳥インフルエンザの発生防止に万全を期す。家畜感染症の発生の影響を最小限にとどめるよう監視体制を強める。豚熱のワクチン接種や飼養衛生管理の施設整備費を支援するとともに、被害農家には経営再開に向けて万全の補償を行う。

- (15) イノシシ等鳥獣被害対策を強める。電気柵やわなの設置費に100%補助を実施するなど、農家や自治体の取り組み、駆除に参加する猟友会員を支援する。イノシシの抜本的・総合的な駆除対策をすすめる。
- (16) 森林病害虫のカシノナガキクイムシ（通称：カシナガ）によるコナラの枯死（通称：ナラ枯れ）が確認されている。対策を速やかに行う。
- (17) 木材価格が高騰するなか、県産材の安定供給体制を確立するため、輸入依存度の高い横架材（梁、桁）の国産材利用に向けた技術開発や販路拡大への支援をはかる。学校や公営住宅など、公共事業への県産材利用促進を積極的に進める。「木づかい」事業の対象件数や予算額を増やし、要件を満たす申請者すべてに補助を実施する。
- (18) 沿岸漁業者の経営安定と地域・魚種の特徴にあった資源管理をすすめ、水産物の安定供給と漁村地域の再生をはかる。漁業者の所得補償や販路の確保、地産地消の推進、水産加工の振興に取り組む。後継者対策や人材育成総合支援の制度について、若手が担える漁業にむけて対象要件の拡大や家賃を含めた補助額の引き上げなどを実施し、制度の活用を拡大する。
- (19) 「石岡台地土地改良区」に対する7億8000万円の債権放棄について、元は県税であり、政策判断の誤りと国営土地改良事業の失敗のつけを県民負担とすることは認められない。事業をすすめてきた国に必要な措置を求めるとともに、負担のあり方について責任を明確にする。
- (20) 国営那珂川沿岸農業水利事業は事業費が当初の495億円から2倍に膨らみ、農家や自治体の重い負担となっている。無駄な水源開発よりも農家の価格保障・所得補償など直接支援の拡充を行うべきであり、水利事業は見直す。

10 無駄な大型開発を見直し、防災・減災事業の重点化を

【土木部関係】

- (1) 大企業のための常陸那珂港開発（総事業費6800億円、2023年度までに3870億円投入）は中止し、不要不急の大型開発ではなく県民に身近な防災・減災対策に予算を振り向ける。
- (2) 霞ヶ浦導水事業（総事業費1900億円→2395億円）は事業費の追加と工期延長が懸念される。さらなる県民負担の増大は認められず、事業から撤退する。
- (3) 工業団地やつくばエクスプレス沿線開発等の大型公共事業のために、県債発行や国直轄事業負担金の増大、保有土地対策への2600億円超の県税投入により、県民に大きな負担を強いている。過去の開発による未分譲用地は未だ886haにのぼる。開発優先の県政を反省し、社会経済情勢の変化等を踏まえて公共事業の抜本的な見直しを行う。
- (4) 県民生活密着事業、防災・減災事業を重点化し、老朽化した学校施設や県有施設の改修、

- トイレの改善、バリアフリー等をすすめる。
- (5) 全国最下位クラスの道路改良率を引き上げるため、生活道路や通学路である市町村の道路改良に補助を行う。道路や橋梁、トンネルの維持管理費を増やし、県道や県有地の除草回数と範囲を拡大して安全で快適な環境を整備する。
- (6) 県管理河川の「洪水浸水想定区域図」をすべての河川で早急に指定・公表し、市町村のハザードマップ作成に反映させる。
- (7) 河川改修予算を増やし、河道掘削や堤防の早期整備・強化をすすめる。
- (8) 公共施設等総合管理計画による公共施設の統廃合・縮減を押し付けないよう国に求める。
- (9) 住宅地などの住民の生活空間では、歩行者優先の道路政策に切り替える。「ゾーン30」「ゾーン30プラス」の拡大をすすめるとともに、ハンプ・狭さく・スラロームなど、道路管理者である自治体が行う物理的対策については警察と緊密に連携して早急にすすめる。
- (10) 歩道・車道と構造物で分離した自転車道など道路環境の整備をすすめる。
- (11) 能登半島地震で水道インフラの危機があらわになった。全国平均の半分となっている本県浄水施設の耐震化をすすめるため、関係予算を抜本的に拡充する。避難所や病院など災害時に拠点となる「重要施設」について、接続管路の耐震化が大きく遅れている。避難拠点となる施設での安定的な水道供給は不可欠であるため、優先的な耐震化の措置と必要な技術的支援について国に求める。
- (12) 半数以下となっている県営住宅の風呂釜設置を入居者負担とせずに速やかに設置する。建物や設備の老朽化に対し迅速に補修を行う。樹木や遊具等の適正管理につとめ、快適な住環境を維持する。
- (13) 偕楽園を無料に戻す。公園施設の改修を適切にすすめるとともに、トイレの洋式化を早期に実現する。

11 県民に開かれた県議会をめざし、改善をすすめる

【議会事務局関係】

- (1) 議会事務局としての専門性や実務能力を高める研修に取り組むとともに、市町村議会事務局職員の専門性向上を支援し、相談への対応を充実する。
- (2) 議会や議長、議員の取り組みについて、県民に分かりやすく公開、情報提供し、県民の意見を聴取・反映する仕組みを拡充する。
- (3) 議会棟の不具合箇所の保守点検や改修をすすめ、今後適切なコストで維持管理できるよう整備する。
- (4) 1人会派の控室を個室とする。

(5) 議会活動のデジタル化やタブレット使用について、費用対効果を示す。予算・決算書など重要な資料については、希望する議員が紙の資料を利用できるようにする。

12 子どもも教職員も保護者も希望のもてる教育推進を

【教育庁関係】

- (1) 子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声にていねいに応える教育でこそ豊かな育ちにつながる。一人ひとりに目が届く教育条件と、子どもの状態に応じた教育をすすめられる自主性を尊重した実践が欠かせない。過度の競争と管理を教育に持ち込むという教育政策をあらためる。30人以下学級を推進する。
- (2) 「いじめ・体罰・不適切指導」から子どもの命と人権を守る。学校での対応として、①いじめへの対応を後回しにしない命最優先の原則の確立、②教職員・保護者の情報共有を重視、③子どもの自主性を高めていじめをとめる人間関係をつくる、④被害者の安全を確保し、加害者への適正で適切な対応、⑤被害者家族の真相を知る権利を尊重して情報を隠さない。
- (3) 不登校を本人や家庭の責任とする風潮をあらため、学校強制でない教育の権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から、①子どもと親が安心して相談できる窓口の拡充、②子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設の拡充、③学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）や親の会などへの公的な支援をさらに拡充する。校内フリースクールを設置した場合、支援員の人工費や運営費などを補助する。
- (4) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを正規職員として学校に常駐させ、支援を拡充する。
- (5) 教職員の長時間労働を改善する。
- ① 納特法改正で教員の残業代不支給規定をあらためるとともに、残業時間の規制を国に求める。教員の定数増を図る。
- ② 労働時間把握と健康管理を改善する。
- ③ 教員不足、未配置を解消する。定数内の臨採をやめ、正規教員を配置する。
- ④ 専門職としての尊重、自律性や自主的研修などを重視し、保障する。
- ⑤ 非正規教職員について、低い給与を引き上げるとともに、フルタイム教員は基本的に正規雇用とする。
- ⑥ 部活動の地域移行については人材確保や受け皿づくりは県の責任で行うとともに、事業費を生徒・保護者負担にしない。兼職兼業について、望んでいないのにも関わらず教師が指導に当たることがないよう、教師や現場の意思を確認するよう学校に求める。

- (6) 学校の統廃合は、子どもの教育環境や地域コミュニティに大きな影響を与え、地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、災害時の安全確保などでもデメリットがある。一方的な統廃合ではなく、小規模校を地域に残し充実した教育実践をすすめる。
- (7) I C T 教育によるタブレットの日常的な使用は、近視やネット依存などの健康被害が懸念されるため、子どもの発達と健康を第一に考えて対応する。子どもの個人情報保護を厳正に行う。
- (8) 住民税非課税世帯に限定しているタブレット端末の購入費補助について、保護者負担と経済的な格差を生まないようにする観点から原則無償配布にする。
- (9) 校舎や施設の老朽化対策は急務であり、学校施設整備の予算を増額する。
- ① 特別教室や体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化等の改善を早急にすすめる。
 - ② 学校の非構造部材（天井材、内外装材、照明器具等）の耐震化を実施するとともに、避難所として必要な水や燃料、毛布などの整備をすすめる。
 - ③ 学校施設の改修、大規模改造への財政支援を拡充するよう国に求める。
 - ④ 県立高校のエアコン設置使用料の保護者負担を廃止し、公費負担とする。
- (10) 学校給食の無償化を実施する。学校給食は地元産の食材、国産小麦や有機農産物の食材使用を拡大するよう努力する。給食パン、米飯、麺など主食の安定供給を図るための取組を推進する。パン小麦にグリホサートなどの有害な農薬を使用しない。
- (11) 義務教育で残されている制服や副教材、部活動費など保護者負担を軽減するよう支援する。
- (12) 小・中学校及び県立高校のスクールバスが無料で実施・継続できるよう、県や国の補助制度を恒久化する。
- (13) 公立図書館を充実させるとともに、学校図書室に1名の専任司書を配置し、子どもたちに豊かな読書や知る喜びを保障し、教師には豊かな授業展開のための情報や資料の提供を可能とする。学校図書館の司書配置について、非正規職員の割合が高く、採用要件等も自治体によって差がある。学校司書の身分や勤務条件等の整備に必要な予算措置を講じる。
- (14) 就学援助の国庫負担制度をもとに戻すよう国に求めるとともに、市町村の実施状況を把握する。援助対象を生活保護基準×1.5倍まで広げ、支給額の増額や援助内容を拡充するとともに、利用しやすい制度に改善する。
- (15) 高校教育の無償化をすすめるために、私立高校の施設設備費をふくむ学費無償化や就学支援金の夫婦所得590万円未満の上限を広げ、支給額の増額や援助内容を拡充するとともに、所得制限の撤廃をはかる。私学助成について「建学の精神」を尊重し、学校評価を助成の交付要件にしている県の方針を見直す。
- (16) 貸与型奨学金は無利子とし、県独自の給付型奨学金を早急に創設する。

- (17) 中学卒業者が増加しているつくば市内に県立高校を増設する。普通科が開設されるつくばサイエンス高校について、大学進学を希望する生徒へのカリキュラム対応として適切な指導ができるよう、裏付けとなる予算の確保をすすめる。
- (18) 並木中等教育学校や土浦一高附属中学校新設による県立中高一貫校の開設は、県立高校の入学者定員を減らし中学受験等の競争を助長している。中高一貫校の「校長選考試験」は見直す。
- (19) 私立高校で施設設備を含む無償化をすすめる。
- (20) 県立高校の40人学級を是正し少人数教育に踏み出す。
- (21) 特別支援教育を充実する。
- ① 必要なすべての子どもに個別の教育支援計画を作成し、個別指導に活用する。
 - ② 教室・教員不足の早期解消をはかる。
 - ③ 過密化、老朽化、長時間通学を解消するため学校の増設をはかる。
 - ④ 学級定数を8人から6人に改善し教員を増やす。
 - ⑤ 発達障害児に必要な通級指導教室（LD等）の中学校における通級指導教室の設置が遅れている。潜在的ニーズを明らかにして教室への財政支援と専門教員を増やす。
- (22) 教育支援員の配置基準の改善を求める。人数の基準引き上げに加え、要配慮児童への専門的知識・経験のある支援員の常時配置が不可欠である。
- (23) 高校において専門的支援員を配置するなど特別支援教育の体制を確立する。インクルーシブ教育の合意形成をはかり、小規模分散の地域密着型の学校とする。
- (24) 神栖特別支援学校の新設にあたり、知的障害児とともに肢体不自由児を受け入れる併設型の施設や設備、教員配置を行う。保護者や関係者の意見をていねいに聞き取り、設計と学校運営に反映させる。
- (25) 令和4年度に特別支援学校の「設置基準」が施行されたが、学級の上限人数や施設面積などの基準が既存の学校には「努力義務」とされており、教室不足や過密化に歯止めがかかっていない。既存校の面積基準未充足を一刻も早く解消するとともに、設置基準の改善を求める。
- (26) 外国人の子どもへの教育条件として、公立学校への受け入れ体制の整備、外国人学校の支援、日本語教室設置、公立高校への入学資格の改善など在日外国人の子どもの教育を保障する。
- (27) 公立夜間中学の開設をさらに推進するため、教員配置と研修保障、日本語指導教員等の配置、バリアフリー化をはかる。
- (28) 学校の女子トイレ個室に生理用品を設置する。
- (29) 性的マイノリティ（LGBT）の子どもへの配慮をすすめ、「児童生徒が自認する性別の制服・体操着・髪型などを認める」、「着替えの別室利用を認める」、「修学旅行の宿泊

部屋や入浴に配慮する」等の具体的取り組みを行うとともに、研修や授業で教職員や子どもたちの理解をすすめる。

- (3 0) 県立の高校・中高一貫校・特別支援学校、看護専門学校、産業技術専門学院、短大、医療大学、県立農業大学校、笠間陶芸大学校など、県教育機関等の学費について支払猶予を積極的に進めるとともに、収入減で学業の継続が困難な学生への学費減免を拡大する。産業技術短期大学校、産業技術専門学院、農業大学校、看護専門学校、県立医療大、笠間陶芸大学校の県立 6 校について、来春からの年間授業料の値上げを中止する。
- (3 1) すべての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料を半額に引き下げ、段階的に無償化をはかるよう国に求める。入学金制度を廃止する。貸与型奨学金は無利子とし、低所得者を対象にした給付型奨学金を拡充し、必要な学生が利用できるよう求める。
- (3 2) 教科書採択にあたり、学校現場の意向を聴取する仕組みをつくる。「静ひつな審議環境の確保」を求める文科省通知を理由に、採択を審議する教育委員会を非公開としているものもあるが、「通知」は採択結果について保護者などへの説明責任をはたすことも求めており、公平性・透明性をはかり市民に開かれた教育行政にするためにも、オンライン配信を含めて会議の公開をすすめる。
- (3 3) 茨城朝鮮初中高級学校への補助金交付が 2016 年以降、停止されている。すべての子どもの学ぶ権利を保障することは当然であり、補助金の停止がヘイトの助長につながりかねない。学校関係者・支援団体が求めている面会に知事が応じ、補助金を再び支給する。

13 安全と基本的人権の保障に重要な責務を果たす警察改革を

【警察本部関係】

- (1) 交通安全対策の予算を抜本的に増額し、信号機や道路標識の新設・更新要望に迅速に対応する。
- (2) 運転免許更新手続きの利便性を向上する。高齢者講習や認知機能検査の実施回数、実施場所を増やす。認知機能検査において聴力検査を実施する。自主返納者に交付される「運転経歴証明書」(1,100 円) は無料とする。
- (3) 自転車の安全運転を保障するため、自転車が関係した交通事故の詳しい発生状況を道路管理者に情報共有し、道路構造の改善など再発防止策を強化する。
- (4) 閻バイトやニセ電話詐欺の被害防止策を推進・強化する。
- (5) 自動車ヤードや古物営業の適正指導を強化し、自動車・金属盗難の被害を防ぐ。
- (6) 犯罪被害防止する。犯罪布川事件に関与した県警として、違法捜査や偽証、証拠隠しが

冤罪を招いたことを認め、今後の取り調べにおいて全面可視化と弁護士の立会い、証拠の全面開示など、二度と冤罪を生まない改革を進める。また、再審開始決定に対する検察による不服申し立ての禁止を制度化するなど再審法改正を国に求める。

(7) 性暴力・痴漢被害の防止にむけ、啓発と取り締まり、被害者相談支援を強化する。

14 個別要望

《水戸市》

- (1) 水戸市内の公共交通について、バスの減便とともに高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題になっている。路線バス会社と連携した地域交通の確保と一体に、デマンドタクシー・コミュニティバスの運行に県として必要な支援を行う。
- (2) 水戸市を含め多くの市町村で学校プールが廃止されている。児童生徒の水泳授業を保障するとともに、夏休み等において市民や子どもたちが利用できる屋外プールを維持確保するために市町村と連携して取り組む。

《つくば市》

- (1) 市内に県立高校を増設する。県立竹園高校の募集学級数を現在の8学級から10学級に増やすとともに、県立土浦一高校の募集学級削減が市外からの入学によってつくば市内の中学卒業者の進路選択を狭めていることから、土浦一高の募集学級数を4から6学級に戻す。
- (2) 妊婦の医療福祉費支給制度（マル福）について、歯科検診でも適用対象とする。
- (3) 市内の分娩費用が他市に比べ30万円ほど高くなっている。産婦人科が3病院（なないろレディースクリニック、筑波学園病院・筑波大学病院）しかなく不安の声が上がっている。産科を増やすとともに、保険適用外の母乳外来などで医療費負担が重いことから、分娩費用を含め負担軽減へ補助を創設する。
- (4) 障害者雇用の促進へ民間企業向けの研修をすすめる。
- (5) 関東鉄道バスの「学園南循環」（つくば市）で運賃の高齢者割引を実施する。高齢者の移動手段の確保へタクシー料金の補助を実施する。
- (6) TXの運賃・通学定期代を引き下げを国と鉄道会社に要請する。
- (7) TX万博記念公園駅の駐輪場をみどりの駅側にも設置する。
- (8) つくば市みどりの地域に交番を設置する。
- (9) 国道354号谷田部バイパスを早期に整備する。
- (10) 春風台・さくらの杜・流星台地内の県道201号藤沢荒川沖線を県道24号土浦学園線まで早期に延長整備する。
- (11) 県道201号藤沢荒川沖線の上ノ室・あおば台幼稚園先の橋～コンビニまで歩道を設置する。

- (12) 東大通りは街路樹により歩道に凹凸があるので改修する。
- (13) 道路表示の塗り直し
- ① 横断歩道、停止線、路肩の白線等の道路標示が各地で消えかかっており、調査したうえで通学路を優先して計画的に塗り直す。
 - ② 県立並木中等教育学校～市立並木中を結ぶ市道他、天久保・吾妻・竹園・東新井・並木などの自転車専用レーンの塗り直しを行う。
- (14) 県道 123 号土浦坂東線の倉掛地内の土浦タクシー営業所～九重橋付近まで歩道を設置する。
- (15) みどりの南地区に小中学校が開校しており、高速道路付近（南側）に防音壁を設置するよう、高速道路会社に要請する。
- (16) 高崎十字路に右折信号機を設置するなどして通勤通学時間帯の混雑を解消する。
- (17) 梅園2丁目地内のアベニュー梅園角の交差点は、事故多発地点であり、注意喚起の看板などは設置されている。自治会は横断歩道の設置を要望しているので、事故防止策を行うよう求める。
- (18) みどりの中央地区、鹿島アントラーズ練習場と、ははその保育園付近の十字路付近に、注意喚起の看板は設置されたが、横断歩道と一時停止などさらなる安全対策を講じる。
- (19) 信号機の設置
- ① 県道 123 号土浦坂東線のユニマットつくば店の交差点に信号機を設置する。この交差点は圏央道 4 車線化・スマート IC の舗装工事が令和 7 年 6 月 3 日迄行われている。スマート IC 開通に間に合うよう早急に信号機を設置する。
 - ② 県道 24 号・高野十字路信号機に右折信号機を設置する。
 - ③ 豊里の杜北東角交差点の押しボタン式信号機を感応式信号機に変更する。
 - ④ つくばメディカルセンター近く T 字路交差点の南向き方面に右折信号機を設置する。
 - ⑤ つくば市役所の東側、セブンイレブン前の交差点
 - ⑥ 「島名東」交差点の信号に右折信号機
 - ⑦ 「万博公園駅北東」交差点に右折信号機

《茨城町》

- (1) 潤沼大橋（県道 50 号・茨城町上石崎）の周辺道路について、歩道がなく通行の危険がある。橋の付け替え工事・改修と一体に周辺の歩道整備をすすめる。
- (2) 県立茨城東高校のバイク通学を認める。

《利根町》

- (1) 若草大橋有料道路について、午前 6 時から午後 8 時まで有料になっているが全時間を無料にする。
- (2) 県の過大な給水予測により、県南水道事業団などに必要量以上の契約水量が押し付けら

れている。誤った過大な予測が住民負担となることは認められず、水道事業団との契約水量の見直しを行う。

- (3) 国の地域公共交通確保維持改善事業について補助対象を市町村の福祉バスにも拡充する。
- (4) 一般家庭でのエアコン（空調設備）の設置補助金の創設・拡充を求める。利根町では令和4年度でエアコン設置の補助金が終了し、担当課が国・県の必要な施策を求めている。
- (5) 空き家について、解体費用の補助を創設する。通行に支障となる木の放置や台風時の屋根・壁の崩壊等で、近隣住民の安全に関わる問題になっている。
- (6) 新利根川について、河道掘削や遊水池造成、排水路確保のための工事費用について補助する。
- (7) 再生力が高く、生態系や農業への悪影響が懸念されるナガエツルノゲイトウの侵入・まん延防止対策をすすめる。市町村の駆除費用について補助を創設する。

《取手市》

- (1) 交通安全施設整備費を抜本的に拡充し、信号機の設置をすすめる。
- (2) JR取手駅構内のバリアフリー化整備について市町村補助に県の助成を創設する。
- (3) 取手競輪場など公営ギャンブル競輪事業を廃止し、市民が利用できる施設への転用を検討する。
- (4) 相野谷川（利根川水系）・北浦川（一級河川）・西浦川（利根川水系）の早期改修と小貝川の河道掘削を行う。
- (5) 国道294号線の拡幅整備をすすめる。医師会病院入口への右折レーンの設置、キヤノンから国道6号線間など、狭隘歩車道の改善・整備をすすめる。
- (6) 内水氾濫の防止へ取手長町排水樋管のポンプ場化と雨水排水設備の促進へ県の補助を拡充する。
- (7) 紫水～藤代スポーツセンター間の小貝川に橋梁を設置する。
- (8) 常総ふれあい道路（都市計画331号線）について、市道から県道に道路供用の路線認定を変更する。
- (9) 旧国道6号の老朽化した文巻橋の改修をすすめる。
- (10) 市内商店街の継続・再生、商工振興へ必要な支援の拡充をはかる。
- (11) 「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」について、農地への建設残土による「盛り土」「埋め立て」について地権者への周知徹底・指導を行う。面積基準を引き下げ、県の監視体制を強化する。
- (12) 利根川河川敷に生息するイノシシ捕獲をすすめる。
- (13) 有害獣キヨンの駆除をすすめる。